

質問内容	回答
(1) 産業廃棄物の不適正処理事案と行政処分等について	
1 パトロールや指導等での事故の事例集を教えて欲しい。継続学習制度（CPDS）の対象セミナーですか？	令和2年6月から7月に廃棄物監視・指導課が行った解体工事現場の集中パトロールにおいて最も多く確認された廃棄物処理法違反は、産業廃棄物を運搬する車両における掲示の不備でした。その他、解体工事に伴って生じた産業廃棄物の処理責任は元請業者にあるのですが、その産業廃棄物の処理を第三者に委託する際の基準（＝委託基準）に違反している事例も確認されました。 なお、今回のセミナーは継続学習制度（CPDS）の対象ではありません。
2 元請業者が解体工事及び産業廃棄物の処理を委託する際の注意点である、産業廃棄物処理の再委託基準とは？	産業廃棄物の処理を委託された産業廃棄物処理業者は、原則（※）として受託した産業廃棄物の処理を他人に委託することはできません。例えば、元請業者として解体工事に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬を産業廃棄物の収集運搬業許可を有する下請業者に委託しているにもかかわらず、元請業者の承諾なく孫請業者が廃棄物を運搬していた場合、下請業者は廃棄物処理法第14条第16項違反（再委託基準違反）となります。 ※下請業者は廃棄物処理法施行令第6条の12に規定する再委託基準に従って委託する場合は再委託基準違反とはなりません。
3 元請業者が解体工事及び産業廃棄物の処理を委託する際の注意点である「残置物」とは？「家電4品目」とは？その処分方法は？	元請業者として建築物の所有者や占有者から解体工事を請け負った場合において、残置物とは、例えばタンスなど所有者等が建築物内に残したものを言います。このような不要となった家庭の残置物は一般廃棄物であり、その処理責任は建築物の所有者となります。残置物は一般廃棄物として処分する必要がありますので、建築物が所在する市町等が指定する方法に従って処理してください。 また、家電4品目とは、特定家庭用機器再商品化法（＝家電リサイクル法）に定める、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機のことです。この家電4品目についても建築物の所有者等が家電リサイクル法に則り処理すべきものとなります。
4 壁土の適正処理方法とは？	壁土は産業廃棄物となりますので、土地の造成等にそのまま使用することはできません。基本的には産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託して処分することになります。

質問内容	回答
5 元請業者であれば廃棄物収集運搬の許可はいりますか？	解体工事に伴って生じた産業廃棄物の排出事業者は元請業者となります。廃棄物処理法では、排出事業者が自らの産業廃棄物を運搬する場合には許可が不要となっています。ただし、自ら産業廃棄物を運搬する場合であっても、車両への掲示など運搬する際の廃棄物処理法上の処理基準が適用されますのでご注意ください。
6 不法投棄の件で全般に渡る、 1) 県の発注解体工事は最低制限が有か無か？ 無となれば一般工事の単価に波及効果が有か無か？ 2) 壁土の汚泥扱いが適正か否か？ 壁土が汚泥扱いに納得がいかない。再利用も可能である為、伊賀地域の汚泥を扱う処分場が少なく、又高価である。これは不法投棄の要因になる認識が有か無か？ 壁土の扱いに対しては柔軟な対応を望む！	1) 県発注工事の解体工事には、最低制限価格を設定します。 2) 壁土は産業廃棄物となりますので、土地の造成等にそのまま使用することはできません。基本的には産業廃棄物処理業者の許可を有する者に委託して処分することになります。処分する際の産業廃棄物の種類については、その性状によることになります。なお壁土の処分費用が高額であることは承知しています。
7 大工が解体して運ぶ場合、収集運搬の免許がいるのか？どの時点で免許がいるのか？ 壁土は産業廃棄物か？残土と産廃との違い。	産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要なのは、第三者から運搬の委託を受けて産業廃棄物を運搬するケースです。大工が元請業者として解体した場合、生じる産業廃棄物の排出事業者は大工となりますので、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。 壁土は産業廃棄物となりますので、土地の造成等にそのまま使用することはできません。廃棄物処理法の規制を受けない、いわゆる「建設残土」とは異なるものです。
8 トイレ等の小さい商品の処分1品のみを下請業者に処分をお願いする際、その1件でもマニフェストの交付は必要なのか。	産業廃棄物の処理を第三者に委託する場合は、少量である場合や1回のみの場合であっても交付が必要です。

質問内容	回答
<p>解体工事等の流れが次のような場合、一次下請業者が廃棄物の処理を処分業者（元請）に持って行きます。お金の流れは元請、一次下請の（工事費用と廃棄物の）相殺という形をとっても大丈夫ですか？</p> <p>9 「発注者」→「元請（処分業者・現場管理）」→「一次下請（工事・解体、収集運搬業許可有）」</p>	<p>解体工事に伴って生じる産業廃棄物の運搬は、元請業者から一次下請業者に委託されていますので、元請業者から一次下請業者へ支払われる費用は、解体工事費用及び産業廃棄物の運搬費用と考えられます。まずは、解体工事に係る費用と産業廃棄物の運搬に係る費用を明確にしたうえで元請業者と一次下請業者は契約を結ぶことが重要です。お問い合わせのスキームの場合、元請業者は、当該解体工事に伴い発生する産業廃棄物を自ら処分する立場ですので、運搬契約の段階で発生する産業廃棄物の種類や量を把握したうえで、実際に発生した産業廃棄物を確認し、一次下請業者に自らの施設への運搬を委託する必要があります。</p> <p>一概には言えませんが、お問い合わせのスキームでは、元請業者が排出事業者として発生する産業廃棄物の種類や量を把握していない場合において、元請業者に持ち込まれる産業廃棄物の量により、一次下請業者に支払われるお金が変動し、不法投棄等不適正処理の温床になる可能性もあるのではないのでしょうか。</p>

質問内容	回答
(2) 建設業法における元請責任について	
<p>11 土木一式工事において、コンクリート構造物又は、アスファルト舗装の取り壊しを行う場合、建設リサイクル法上における、解体工事の届け出業者以外の施工は問題ないのか？下請金額は500万以下の建設業の許可のない業者に下請させた場合。</p>	<p>建設業法で解体工事は、個人住宅家屋の解体等となっており、コンクリート構造物等の取壊しは、それぞれ専門工事や一式工事として考えています。</p> <p>よって、解体工事に該当しない軽微な建設工事は、許可のない業者に発注可能です。</p> <p>参考 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000777803.pdf</p>
<p>12 元請責任者は、解体業を持っていないといけないのですか？不動産屋からの仕事の場合で「持主→不動産屋→解体業者」の場合は、元請業者は不動産屋ですね。この場合において不動産屋は解体業の資格がいるのですか？</p>	<p>不動産業者が、持主から解体工事を請負う場合は、解体工事業の資格が必要となります。</p> <p>不動産業者が、仲介者として、持主に解体業者を紹介している場合は、解体工事業の資格は不要です。</p> <p>解体工事業の資格：建設業法に基づく許可、若しくは建設リサイクル法に基づく登録</p>
<p>13 解体工事を登録（各県ごと）する場合、技術者の資格はどういう資格が必要でしょうか。</p> <p>解体工事を請け負う場合、建設業法の29業種、解体業の登録を行っていないと請負ができないのでしょうか。</p> <p>解体工事を請け負う場合、請負金額の大小で資格の可否、登録の可否はあるのでしょうか。</p>	<p>建設リサイクル法に基づく、解体工事業の登録については、下記URLをご確認ください。</p> <p>https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000832308.pdf</p> <p>解体工事を請負う場合、軽微な建設工事以外の工事を受注する場合、建設業法に基づく、解体工事業の許可が必要となります。</p> <p>軽微な建設工事を受注する場合でも、建設業法に基づく許可（土木工事業又は建築工事業又は解体工事業）若しくは、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録が必要となります。</p>
<p>14 建設リサイクル法で許可を受けなければ、建設工事は出来ないのか？</p>	<p>建設業を営もうとするものは、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法に基づく許可が必要です。</p> <p>解体工事業を営もうとするものは、軽微な建設工事であっても、建設業法に基づく、土木工事業又は、建築工事業又は、解体工事業の許可、若しくは建設リサイクル法に基づく登録が必要となります。</p>

15

質問内容	回答
軽微な工事について契約書を交わす必要があるかどうか。	軽微な建設工事であっても建設工事の請負契約は、書面に署名又は記名押印したものを相互に交付する必要があります。

質問内容	回答
(3) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部改正について	
<p>10 元請業者の責務等の追加で、具体的な金銭の流れの説明が有りませんでした。元請として下請事業者に解体費と処分費を一括して支払うことは可能ですか？また、下請として解体工事を請ける場合、元請事業者より上記の工事依頼があった場合、受注しても問題ありませんか？発注者への説明について、面談して行うのでしょうか？</p>	<p>元請業者は産業廃棄物の処理（運搬、処分）を許可業者に委託する場合であっても、最終的に産業廃棄物が適正に処理されるまでの責任を有します。処理の契約においても、産業廃棄物の運搬、処分のそれぞれについて別に委託契約書を結び、その中で委託する産業廃棄物の種類、量、処理費用等を明確にすることになります。こうしたことを踏まえると、解体費用については解体業者に、産業廃棄物の処分費は契約を結んだ元請業者から直接処分業者に支払われるべきものです。</p> <p>廃棄物処理法では、費用の支払い方法までは規定していませんが、こうした一括した支払い方法により排出事業者責任が希薄化すること等が不法投棄等の不適正処理の遠因となっていることも考えられます。今回の条例改正は、費用の支払い方法を規定するものではありませんが、上記の点をご留意いただき、元請・下請業者として解体工事を行ってください。</p> <p>なお、発注者への説明等については、対面で行っていただくことが望ましいと考えています。</p>
<p>16 発注者に対する工事前説明の書面や解体工事後の報告の書面は元請業者が作成するのか、その作成を処理業者に依頼しても良いのか？</p>	<p>今回の条例改正の主旨は、元請業者の排出事業者責任をこれまで以上に徹底し、不法投棄等の不適正処理の防止に繋げることです。このことから、資料の作成のすべてを処理業者に委ねることは好ましくなく、元請業者の責任のもと資料の作成を行っていただく必要があります。</p>
<p>17 解体工事に伴う産廃の説明等の対象となる建物の解体工事の場合、その条件は「延床面積80㎡以上」であって、請負金額は関係無いのですか？</p>	<p>建築物の解体工事である場合、説明等の義務の対象であるか否かは、請負金額に関係なく延床面積のみで判断することになります。なお、延床面積80㎡未満の建築物の解体工事であっても、発注者への説明は努力規定となっておりますのでご承知おきください。</p>

	質問内容	回答
18	<p>条例改正の中で、元請業者の責務の追加（産業廃棄物に係る部分）とありましたが、今後解体工事以外の工事にも適用されるようになるのでしょうか。</p>	<p>県内で不適正処理されている産業廃棄物の大半は、解体工事に伴って生じた産業廃棄物であるため、その対策として、今回、条例の改正を行いました。今回の条例改正で定めた元請業者の義務については解体工事のみ適用されるものであり、解体以外の工事には適用されません。</p> <p>なお、令和2年10月1日の施行後、当該規定の施行状況を確認していくこととなります。</p>
19	<p>・説明等に用いる様式は、県のホームページで参考書式は見れますね。</p> <p>・セミナーのレジュメであった報告書はHP等でひな形はアップされているのでしょうか。</p> <p>・説明書や報告書は県仕様のものを使用したいと思います。HPでダウンロードは可能ですか？</p>	<p>参考様式等は、三重県のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。</p> <p><https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000105.htm></p>
20	<p>発注者に対し説明を行う者は、資格や社内での立場等の指定はございませんか？</p>	<p>解体工事に伴って生じる産業廃棄物の処理に関する事項の説明をしていただくこととなりますので、その内容を説明できる方であれば、役職や資格は問いません。</p>

	質問内容	回答
21	解体工事と建設工事が一つの工事の場合、比率等を含めて、どこまでが解体工事と扱えばよろしいですか。	請負われた工事によってそれぞれ異なることとされますので、実情に合わせて予想及び結果を取りまとめいただき説明及び報告をしていただきたいと思います。
22	何も分からないままセミナーを聞いていましたが私ども個人で事業を営んでいる者からすると、書類の作成が大変です。	今回の条例改正に関する資料等を下記の三重県のホームページに掲載しております。こうした資料を確認いただき、ご不明な点があれば県庁や県の地域機関までお問合せ下さい。 < https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm >
23	・解体工事に伴う産廃に係る説明等の解体前・後の書面を県HPでダウンロードできるようにして欲しい（スライド12～15） ・上記の説明するための書面に必要な項目（必須項目）はどれですか。上記の説明の書面を保管することも、電子マニフェストに組み込めないか。保管書類が増えていくばかりなので、電子化し、効率化と法遵守強化を兼ねていただきたい。法改正をするのであれば、電子化も求めます。	参考様式等は、三重県のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。 < https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000105.htm > 電子化等のご意見については、今後の参考とさせていただきます。
24	処理に関する説明書と報告書の発注者の記名、押印も義務ですか（必ず記名、押印が必要ですか）？	義務ではありませんが、発注者へ説明等を行ったことを残しておくことが望ましいと考えており、記名等の欄を設けた参考様式を示したものです。
25	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正において、 1) 工事完了報告書 マニフェスト数量の書き方？数量が微違の時？ 2) 下請時は報告義務はなし？	1) 工事開始前の発注者への説明は、予定を記載していただくものであるため、工事開始後、変更があった場合には、条例の規定としては、工事完了後の発注者への報告においてその変更内容を記載し、報告していただくこととなります。ただし、変更があった場合には、事前に発注者に報告を行うことが望ましいと考えています。様式等は、三重県のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。 < https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000105.htm > 2) 発注者への説明等を義務付けたのは元請業者に対してです。下請業者については条例に基づく説明等の必要はありません。

質問内容	回答
26 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（産廃条例）の改正において、優良認定処理事業者に関する改正の説明がありました。認定業者はどのように探せばよろしいですか。県のHPに出ていますか？	県のホームページには掲載しておりません。産廃情報ネットを参照ください。 【産廃情報ネット】 < http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php >
27 元請業者の責務等の追加について ・工事開始前の説明、工事完了後の報告を実際に行う者は元請業者の社員であれば誰でも良いのか？ ・また、説明・報告の方法は対面である必要があるのか？ ・または、書面を送付して電話での説明でも良いのか？	解体工事に伴って生じる産業廃棄物の処理に関する事項の説明をしていただくこととなりますので、その内容を説明できる方であれば、役職や資格は問いません。 発注者への説明等については、対面で行っていただくことが望ましいと考えています。やむを得ない場合は書面を送付して電話で説明する方法でも差し支えありません。
28 優良認定処理業者が特定不利益処分を受けたことを、どのように情報入手できるのか？	三重県においては、行政処分をしたときは、その内容を県のホームページに公開しています。他県の取扱いは様々ですが、同様の運用を行っているところもありますので、そうした情報を活用して確認をいただきたいと考えています。 < https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600005204.htm >
29 民間の解体工事に関しても、全て当てはまるのか、書面での説明及び報告等（発注者が個人の場合）	発注者が民間であっても対象となります。公共・民間の発注を問わず説明等の対象となります。

質問内容	回答
(4) その他	
<p>30</p> <p>アスベスト含有材料の処分に関して、発注者（解体工事）が分かっているながら、含有されていない物の処理を業者に無理に依頼した場合の罰則はないのですか。</p>	<p>廃棄物処理法においては、発注者に対する罰則を伴う規制はありません。解体工事に伴って生じる産業廃棄物の排出事業者である元請業者は、アスベスト（石綿廃棄物）をその処理が可能な処理業者へ委託する必要があり、その委託等に関しては廃棄物処理法により罰則を伴う規制がされています。</p> <p>なお、大気汚染防止法では、解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿除去作業等）に該当する場合、発注者は県又は四日市市に特定粉じん排出等作業の実施の届出義務があり、これに違反した場合は大気汚染防止法により罰則を伴う規制がされています。また、令和2年6月5日、石綿の飛散防止のための法規則を定める「大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）」が公布されました。（施行期日は内容により異なります。）主な改正点は、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に規制対象が拡大すること、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の県又は四日市市への報告義務が創設される等です。この点についてもご注意ください。</p> <p>参考1（大防法）http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html</p> <p>参考2（法改正）https://www.env.go.jp/air/post_46.html</p>
<p>31</p> <p>産廃条例の改正について マスコミ報道で問題になっている、弥富市の残土の処理の問題ですが、残土は産廃でないため、不法投棄がされても行政指導がされにくいと伺っています。今後は三重県の条例改正で、その辺の改正はされていくのか、残土問題はどうか対処されるのか、聞いてみたいです。</p>	<p>三重県では、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年4月1日から施行しています。なお、条例の詳細は三重県の下記ホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/p0039200018.htm</p>